財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び国税庁の定員） **第一条**　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び国税庁の定員） **第一条**　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。
区分 / 定員 / 備考 本省 / 一六、二五一人 / 国税庁 / 五五、九〇三人 / 合計 / 七二、一五四人 /	区分 / 定員 / 備考 本省 / 一六、二五一人 / 国税庁 / 五五、九〇六人 / 合計 / 七二、一五七人 /

附　則

この省令は、令和二年一月七日から施行する。

○厚生労働省令第一号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（本省及び中央労働委員会の定員） **第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び中央労働委員会の定員） **第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。
区分 / 定員 / 備考 本省 / 三一、七四七人 / （略） （略） / （略） / （略） 合計 / 三一、八四七人 /	区分 / 定員 / 備考 本省 / 三一、七四八人 / （略） （略） / （略） / （略） 合計 / 三一、八四八人 /

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第一号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）を実施するため、経済産業省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月七日

経済産業大臣　梶山　弘志